

障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例施行規則

平成25年4月1日

規則第40号

障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例施行規を次のように定める。

障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例施行規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号イに規定する平均障害支援区分の数値を算出するに当たっては、厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）の規定により算出し、当該数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。